

# 国分寺市

令和元年度募集（令和2年度実施）

# 提案型協働事業 募集要項

## 募集期間

令和元年

5月15日(水)～6月14日(金)

## 事業実施期間

令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

## ～ 目 次 ～

市民活動団体等との協働の原則	P 1
1 提案型協働事業とは	P 2
2 提案（応募）できる団体について	P 2
3 提案対象となる事業について	P 3
4 共同提案について	P 4
5 応募について	P 4
6 市が負担する対象経費及び積算基準	P 6
7 担当課の割振り・調整会議・提案内容の変更	P 8
8 審査・選考について	P 9
9 提案事業の情報公表について	P 11
10 応募から事業報告・評価までの流れについて	P 11
11 これまでの応募数・審査結果状況について	P 12
12 これまでに実施した提案型協働事業（参考例）	P 13
13 よくある質問	P 14

# 市民活動団体等との協働の原則

「協働推進ガイドブック」(平成24年3月発行より抜粋)

## ①パートナーの特性を理解することが重要です。

協働の相手方の特徴や長所を活かした事業にするためには、相手方をよく理解する必要があります。例えば市民活動団体には地域社会の課題に取り組む「自発性」「チャレンジ性」、横断的な活動ができる「総合性」、目標を達成した時の「自己実現を重視する」など、行政や企業にない特徴があります。

## ②目的の共有が重要です。

共通の目標を常に確認しながら事業を進める必要があります。この目標が曖昧だと、小さな認識のズレが事業全体に大きく影響することになりかねません。「行政にとって安上がりの事業だ」といった認識や「NPOが行政の資金援助を得られる」などの認識が生じる恐れがあります。両者の得意な部分で能力を発揮しあい、よりよい成果を出すために互いに協力する必要があります。

## ③役割分担・責任分担が重要です。

協働のパートナーといっても、目標達成のためにはお互いの緊張関係を維持していくことが必要です。お互いの役割分担を明確にし、権限と責任を常に認識しながら事業に取り組む必要があります。

## ④期限を設けることが重要です。

事業の目標を「いつまでに」達成するかを定め、目標に向かって取り組む必要があります。複数年にわたる事業については年度ごとに達成目標を決めることが必要です。

## ⑤情報を公開することが重要です。

お互いの説明責任を果たすこと、協働のプロセスや成果を積極的に公開していくことが重要です。

## 1 提案型協働事業とは

市民活動団体の自由な発想で市に事業を提案し、採択した提案を提案団体と市が共に実施するものです。

採択された事業について、市と提案団体が役割分担・責任分担等を定めた協定を結び、提案団体に事業を委託します。委託といっても、事業をすべて提案団体に任せるのではなく、協定で定めた役割分担・責任分担に従って両者が得意な分野を活かして事業に取り組みます。提案事業内容に定めはありませんが、「対象となる事業」※の要件はありますので、ご注意ください。※P3.「3 提案対象となる事業について」をご参照ください。

## 2 提案(応募)できる団体について

団体の事務遂行能力や、協働の目的である「市民自治の推進」の観点等から以下の要件を定めています。

### 応募団体要件

応募資格：以下の「1. または2」に該当し、かつ下記「A～F」に該当する団体であることとする。

1. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 主な活動場所又は事務所の所在地が市内にあり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
  - （1）代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民※がいること。  
※国分寺市民とは市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、若しくは公益的な活動を行う個人をいう。
  - （2）1年以上継続した活動を行っていること。
  - （3）団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
  - （4）前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

A：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）に掲げる暴力団又は暴力団員、国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）第3号の暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

B：第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。

C：法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。

D：宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。

E：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。

F：特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

### 3 提案対象となる事業について

提案対象となる事業は、以下の要件を全て満たすものです。

#### 対象となる事業

①市の計画や事務事業に適合している事業※

※市の事務事業は「事務事業評価結果」をご覧ください。

事務事業評価結果は市ホームページ（[市政情報]-[公表資料]-[政策]-[事務事業評価結果]）から確認することができます。市の施策や事業の確認及び提案内容を考える際の参考としてください。

②国分寺市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働で行うことにより、地域や社会の課題を解決することにつながる事業。

③具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業。

④役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより、相乗効果が期待できる事業。

⑤市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業。

⑥予算の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体が実施可能な事業。

⑦担当課と信頼関係を築き共に理解しあいながら意欲的に取組むことができる事業。

⑧単年度で完了する事業。 ※

※ただし、提案団体が過去に実施した、あるいは提案時点で実施している提案型協働事業で、事業の継続性又は発展性が認められる事業については事業実施初年度から数えて3回まで事業を実施することができます（1年ごとに提案し、審査を受け採択される必要があります）。

⑨既存事業（市が提案年度に実施している事業）の提案については事前に協働コミュニティ課に御連絡のうえ、事業担当課と協議すること。また、提案年度の事業予算を超えないこと。

#### ～ 市より、市民活動団体に提案してほしい事業のテーマ ～

昨年度に引き続き、市から提案してほしい事業のテーマをお知らせします。

テーマに沿った事業内容の企画提案をお待ちしています。

これは、市民活動団体が提案する事業の枠組みを狭めるものではなく、具体的な提案のヒントとしてご活用いただくために情報提供するものです。従来どおり、自由な発想で市に事業を提案いただくことに変更はなく、提案がこのテーマに沿った内容である必要はありません。テーマに沿った事業の提案であるか否かによって、採択審査において有利・不利に扱われることはありません。

テーマ：「**東京 2020 大会を契機としたベトナムとのホストタウン交流事業**」

市より：「国分寺市は東京 2020 大会（オリンピック・パラリンピック競技大会）を契機としてベトナムを応援し、交流を深めるためホストタウンになりました。文化交流や事前キャンプ誘致等の取組を進めていますが、ベトナムをテーマとした交流等の取組について、市民視点での企画提案をいただきたい。」

## 対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教, 政治, 選挙活動に係るもの
- (4) 実施が伴わないもの
- (5) 市民活動団体が, 国, 地方公共団体及びその他の団体から, 当該事業に対し助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 提案時点で既に協働事業で実施されている事業

## 4 共同提案について

### 留意事項

複数の市民活動団体がそれぞれの専門分野を組み合わせた事業を提案する場合は「共同提案」として事業提案を行うことができます。

協定書や契約の締結, 委託金の授受等については責任の所在を明確にするため, 代表団体を選出し, 「共同提案団体協定書兼委任状」を提出していただきます。

共同提案団体を構成するすべての団体は応募団体要件に該当する必要があります。

※共同提案団体の代表団体は, 別途単独で事業を提案することはできません。また, 2つ以上の代表団体を兼任することはできません。

## 5 応募について

受付期間：令和元年5月15日（水）から6月14日（金）まで ※土日祝を除く。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（ただし, 正午から午後1時を除く。）

※来庁時間を事前に御連絡ください。

★今年度より, 事前相談に市民活動センターコーディネーターが同席します。  
日程調整をしますので, 必ず事前にご連絡ください。★

**事前相談の上, ご提出お願いします。**

提案を予定されている団体は, 協働事業の応募及び提案内容について, 事前相談を経た上で, 応募ください。提案いただいた内容について, 市の計画や事務事業への適合性の精査, 想定される担当課への現状の聞き取りなどを協働コミュニティ課にて行います。提案型協働事業として実現可能性の高い提案内容となるよう, 事前相談にご協力ください。

提出書類（様式第1号～4号）をご記入いただき、事前に協働コミュニティ課へ御連絡のうえ、お越してください。

提出場所：協働コミュニティ課（国分寺市本町 4-1-9 本町クリスタルビル 4 階）へ。  
書類の不足や不備がある場合や応募期間を過ぎた場合、一切受付はいたしません。  
期間厳守でお願いします。

#### 提出書類

- 1 提案書（様式第 1 号）
- 2 企画書（様式第 2 号）
- 3 収支予算書（様式第 3 号）
- 4 団体概要書（様式第 4 号）
- 5 定款または規約
- 6 会員名簿（役員 3 人，市民 5 人以上が確認できるもの。確認のみで書類は返却します）
- 7 平成 31 年度予算関係書類及び平成 30 年度決算関係書類（団体全体のもの）
- 8 最新年度の法人市民税納税証明書（コピーで可。納税義務のない団体は不要）
- 9 その他市長が必要と認めるもの
- 10 共同提案を行う場合は、共同提案団体協定書兼委任状及び上記 4～9 の書類をすべての構成団体分作成し、提出してください。
- 11 企画・団体紹介等の資料がある場合は、一緒にお持ちください。（A4用紙 2 枚以内（両面印刷可））。後日の資料追加はできません。

募集要項，事前相談票，提案書等の様式データは市ホームページ（<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>）に掲載しております。

また，過去の「提案書」は，市ホームページ（[くらしの情報]-[コミュニティ]-[協働・市民活動団体]-[協働事業審査結果のまとめ]）から確認できますので，提案書を作成する際の参考としてください。

## 6 市が負担する対象経費及び積算基準

協働事業の事業経費については、積算基準を参考にし、過不足のないように積算下さい。事業予算を超えた場合、超過分の費用は団体負担となります。

また、本事業の予算上限額は最大で200万円（既存事業の提案を除く）です。

なお、当該年度の事業終了時、委託金に余剰金が生じた場合は戻入手続き後、市へ返還いただきます。

市の委託金の対象となる主な経費は以下のとおりです。

区分		経費の例
直接経費	人件費	協働事業プログラム実施に伴う給料手当、臨時雇い賃金等
	報償費	協働事業プログラム実施における講師やボランティア等への謝礼金（交通費含む）
	印刷製本費	協働事業プログラム実施に直接必要なチラシ、パンフレット、資料等のコピー代、印刷代等（インク・用紙代を含む）
	消耗品費	協働事業プログラム実施に直接必要な事務用品、文房具、活動材料費等
	通信運搬費	協働事業プログラム実施に直接必要な資料の郵送代等
	旅費交通費	協働事業プログラム実施に直接必要な交通費
	保険料	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等
	備品借上げ料	協働事業プログラム実施に直接必要な備品をリースする際の費用
	賃借料	協働事業プログラム実施(イベントや講演会等)に使用する会場使用料
諸経費※	協働事業全体を運営するために発生する事業企画、事務管理等の団体の経費（直接経費の10%以内で計上できます。）	

※諸経費とは、事業プログラムを実施する上で直接的に必要な経費ではないが、提案型協働事業全体を運営していくために必要な団体の経費です。

協働事業プログラム実施にかかる直接経費の10パーセント以内で計上できます。

【諸経費の例】

区分	経費の例
人件費	協働事業に関する団体内の打合せや担当課との協議、事業報告書作成、会員の給与事務等に関する事務経費
消耗品費	協働事業全体を運営していくための文具用品等
通信費	協働事業に関することについての会員間の通信費等
光熱水費	協働事業に関する資料作成・打合せ等の事務所の光熱水費
備品借上げ料	協働事業全体を運営していくための車や通信機器等のリース費用
ガソリン代	協働事業全体を運営していくために必要なガソリン代

※以上は一例です。他に経費として認められるものもあります。



## 積算基準

### 【人件費】

人件費の時給単価については、目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等を参考に積算してください。分類Aについては、毎年10月1日に最低賃金が改訂となり、金額が上がる傾向にあります。提案内容には、金額が変更になった場合に対応可能な内容となるよう積算ください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	1,010円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200円
D	意志決定、最高責任者	2,500円

【参考】東京都最低賃金 1時間 985円（効力発生年月日平成30年10月1日）

### 【報償費】

報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内容		
報 償 費	講師等謝礼 (時間単価)	大学教授，官公庁部長級，民間企業最高管理層，著名民間専門家，弁護士，医師，公認会計士	13,000円以内
		大学助教授，短期大学教授，高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理層，民間専門家，不動産鑑定士，弁理士	11,500円以内
		大学講師，短期大学助教授，講師等，高専助教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業課長級，税理士	10,000円以内
		大学助手，短期大学助手，高専講師・助手	9,000円以内

(財政課 講師等謝礼基準)

## 7 担当課の割振り・調整会議・提案内容の変更

### 担当課の割振り 6月下旬～7月上旬

提案書の内容をもとに、「コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会」にて市の事業担当課を決定し、団体・担当課へ協働コミュニティ課より通知をします。その際に団体と担当課にて調整会議を行うよう依頼をさせていただきます。

### 調整会議 7月上旬から7月中旬（団体と担当課にて会議日を調整ください）

実効性の高い効果的な協働事業とするため、提出いただいた書類をもとに、具体的な内容について、団体と担当課で調整を行います。

調整会議は次のポイントで行います。

### 調整ポイント

- ★市の事務事業に適合し、市民や地域のニーズ、社会問題や地域課題を解決するものであるか？
- ★独創性・先駆性があるか？
- ★実現可能性が高いか？
- ★団体と市との役割分担が明確かつ妥当であり、市が関わることの必要性があるか？
- ★協働することで質の高いサービスが提供でき、また相乗効果・波及効果が期待できるか？
- ★費用が妥当な内容となっているか？
- ★団体に提案内容の事務を遂行するにあたり問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか？

### 提案内容の変更 7月上旬～7月中旬 【提出期限：7月23日（火）】

担当課との調整を受けて、当初の提案内容に変更が生じた場合は、調整会議の期間内に提案内容の変更を行うことができます。

ただし、事業趣旨が変るような変更は認められません。「市民視点を活かす」という協働事業の目的を活かせるよう、提案内容の変更は最小限に抑えることが重要です。

事業内容の見直しや修正が必要となった場合には、7月23日（火）までに協働コミュニティ課へ提案書を再提出ください。

## 8 審査・選考について

審査・選考は、「国分寺市協働事業審査会（以下、「審査会」という。）」が行います。

第一次審査は書類審査，第二次審査（第一次審査通過団体のみ）はプレゼンテーション審査で、審査基準に基づいて審査を行います。

### 第一次審査（書類審査）【令和元年8月27日（火）】

審査会にて，下表の審査項目を判断基準に照らし，提案書類の審査を行います。

担当課が出席し，審査会から提案書類についての質疑を行います。（団体は同席しません。）

審査結果は審査会が市長に報告した後，速やかに提案団体及び担当課に協働コミュニティ課より通知します。

## 第一次審査基準

合格点は以下のとおりです。

$$(\text{合格点}) \geq (\text{委員人数}) \times (\text{審査7項目}) \times (3\text{点})$$

審査項目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

審査会委員が各審査項目において，下記1～6点で評価します。

判断基準	
6点	非常に高く評価できる
5点	高く評価できる
4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない

## 第二次審査（プレゼンテーション審査）【令和元年 10月 15日（火）】

第一次審査で合格点を獲得した提案を対象に行います。

審査会にて団体が、担当課同席のもと、事業内容について説明（プレゼンテーション）を行います。その後、団体、担当課に対して審査会より質疑を行います。プレゼンテーション・質疑（回答時間を含む）は各10分で行います。

### 提案の採択について

第二次審査に合格した提案のうち、提案型協働事業予算200万円の範囲内で高得点順に採択します。

※ただし、既存事業に対する提案はこの限りではありません。

※事業提案額が高額の場合、得点順位が高くても不採択となり、提案額が少額の下位の提案が採択となる場合があります。

審査結果は審査会が市長に報告を行った後、速やかに団体及び担当課へ通知します。

### その他

採択された事業の実施については、翌年度の市の予算が議会で可決された後となります。

## 二次審査基準

合格点は以下のとおりです。

$$(\text{合格点}) \geq (\text{委員人数}) \times (\text{審査7項目}) \times (3\text{点})$$

審査項目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ、社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また、市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり、今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制、実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で、実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき、また、相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

審査会委員が各審査項目において、下記1～4点で評価します。

判断基準	
4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない

## 9 提案事業の情報公表について

選考過程における公正性や透明性を確保するため、個人情報等には配慮のうえ(事務所の所在地、代表者氏名は公表します)、提案された協働事業の概要や団体名を市ホームページで公表します。

## 10 応募から事業報告・評価までの流れについて

スケジュール (予定)	内容
令和元年5月15日～ 6月14日	<b>募集期間</b>
令和元年6月下旬～ 7月上旬	<b>事業担当課の割振り</b> 応募された提案書をもとに「コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会」にて事業担当課を決定します。
令和元年7月上旬～ 7月中旬	<b>事業担当課との調整会議 (提案書の補正期間)</b> 団体と担当課で、事業内容や実施スケジュール等について調整し、実現性を高めます。
令和元年7月23日まで	<b>提案書の再提出</b> 担当課との調整を受けて、事業内容の見直しや修正をした場合は、提案書の再提出を受け付けます。
令和元年8月27日	<b>第一次審査 (書類審査)</b> 審査会にて、提案書の審査を行います。担当課に対し、提案書類の質疑を行います。(団体は同席しません。)
令和元年10月15日	<b>第二次審査</b> 第一次審査で合格となった事業のみ行います。 審査会にて、①団体によるプレゼンテーション②団体・担当課に対し質疑を行います。その後非公開にて、評価を行います。
令和元年10月下旬	<b>採択事業の決定</b> 審査会より審査結果を市長へ報告します。 審査結果は団体・担当課へ書面にて通知します。
令和元年11月上旬	<b>予算編成</b> 採択された事業の事業費は、担当課において翌年度の予算に計上します。
令和2年3月中旬	<b>市議会で予算可決・事業費の決定</b> 採択された事業の事業費は、3月市議会にて予算案可決後、正式に決定されます。
令和2年4月1日	<b>協定書・契約書の締結</b> 事業内容や実施スケジュール等、団体及び担当課で最終確認及び確定をします。

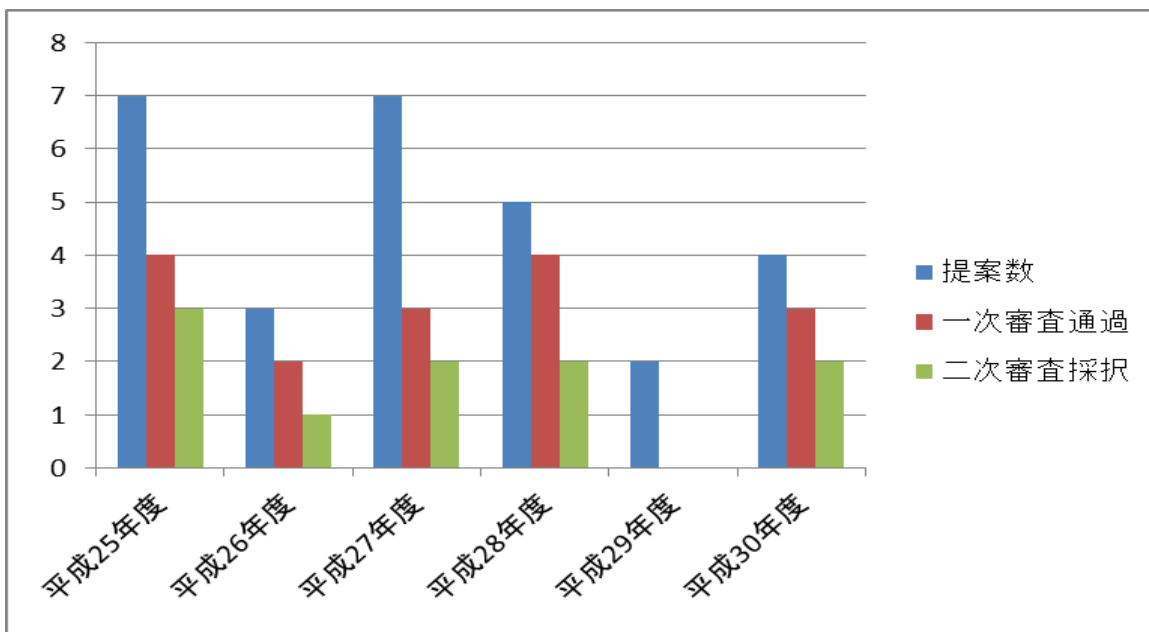
<p>令和2年4月1日～ 令和3年3月31日</p>	<p><b>事業の実施</b> 協定書、契約書に基づき、事業を実施します。 協働事業のパートナーである団体と担当課は、定期的に事業の実施状況を確認し合い、当初の目標や目的を達成するために常に改善していく意識をもって事業を実施してください。 受益者である市民の満足度等を確認するアンケートの実施なども積極的に実施してください。</p>
<p>令和3年4月中旬</p>	<p><b>事業報告書等提出</b> 協働事業終了後、実施報告書等を作成し、担当課へ提出します。 委託金に余剰金が生じた場合には、市へ返還をしていただきます。</p>
<p>令和3年4月中旬</p>	<p><b>事業の評価</b> ①「自己評価」(団体、担当課それぞれで事業を評価します。) ②「相互評価」(上記「自己評価」を交換し、団体、担当課で意見交換を行い、互いの評価が異なる点や、疑問点等について、話し合ったうえ、両者で一つの相互評価を行います。)</p>
<p>令和3年5月中旬</p>	<p>③「審査会による評価」 審査会にて、団体による事業報告(公開プレゼンテーション)を行い、審査会が団体・担当課に質疑を行います。その後、非公開にて、プレゼンテーション内容、質疑内容、事業報告資料をもとに審査会が協働事業の評価を行います。 評価結果は公表します。</p>

## 11 これまでの応募数・審査結果状況について

平成25年度から平成30年度の応募数と審査結果をまとめました。

※平成23年度・24年度は募集を休止。

※平成29年度は一次審査通過事業なしのため、二次審査実施しておりません。



## 12 これまでに実施した提案型協働事業(参考例)

実施年度	事業名	団体名	担当課	事業概要
26年度	本とつなぐ人とまち一國分寺ブックタウン事業	西国図書室	協働コミュニティ課	「市民による持ちより図書室」を市内に点在させ、本を通じた市民の顔の見える関係を構築することにより、地域コミュニティを醸成することを目的とする。
26・28年度	ママインターン事業	NPO 法人 ArrowArrow	文化と人権課	結婚・妊娠・出産等を機に離職したが働きたいと思っている女性が、再就職に対して不安を抱えている課題に対し、家事・育児と仕事の両立の具体的なイメージをつかみ、キャリアに対する肯定感を高め、再就職までのステップを具体化することで、再就職への行動を起こせる女性を増やすことを目的とする。具体的な取り組みとして、キャリア講座、実践型ワークショップ、就業体験等を実施する。
27年度	「中高層集合住宅の防災対策の普及・促進」に関する基礎的調査・研究事業	NPO 法人 暮らしの安全安心サポーター	防災安全課	本市における中高層住宅の防災施策に寄与するため、市内の中高層住宅の調査、近年の地震被害の文献調査及び現地視察、先進自治体の対策に関するヒアリング調査を行う。
28年度	こくぶんじ青空ひろば事業	NPO法人冒険遊び場の会	子ども子育て事業課 (協力課： 子育て相談室)	公募型協働事業として平成26年度より実施してきた「屋外型親子ひろば」「子ども野外事業」について、協働事業審査会(評価)にて指摘された課題を解決すべく、実施場所・開催時間・対象者の拡充を行い新たな1事業として提案。また、新たに市民向け講習会を実施し、子育て関係団体や市民の方々へ団体がこれまで培ってきた事業運営方法などのノウハウを伝える機会を設ける。 【現在、公募型協働事業として実施】
28年度	協働を進めるための市職員・NPOスタッフ合同研修事業	[国分寺・協働を進めるNPO連絡会]共同提案団体:NPO法人ワークス風ぐるま/NPO法人お産サポート JAPAN/認定NPO法人冒険遊び場の会/NPO法人まちづくりサポート国分寺/ミズモリ団 代表団体:NPO法人ワークス風ぐるま	協働コミュニティ課 (協力課： 職員課)	市職員及びNPOスタッフの相互理解を深めるため、ワークショップや市職員がNPOの活動している現場にて実地研修を行う。 なお、本事業は平成26年度に実施し、平成28年度に実施事業。 【平成28年度も提案、採択され、平成29年度実施】  【現在、内容を一部変更し、公募型協働事業として実施】

※平成23,24年度は募集を休止したため、平成24,25年度実施事業はありません。

## 13 よくある質問

Q.1	個人での応募はできないのか？																					
A.1	提案型協働事業は、市民活動団体等と市が協働で行う事業を募集するものであるため、個人からの提案は対象外となります。																					
Q.2	協働事業実施において収入があってもよいのか？																					
A.2	協働事業において収入があっても構いませんが、収入分は全て提案型協働事業費に充てていただくこととなります。																					
Q.3	予算限度額における採択の考え方は？																					
A.3	<p>提案型協働事業の予算上限額は200万円です。            基本的には、第二次審査において、高得点順に予算配当していきますが、予算上限額の200万円を超えてしまう場合は、得点順位が高くても高額な提案は不採択となり、提案額が少額の下位の提案が採択となる場合があります。(下表、イメージ例参照)</p> <p>【イメージ例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合格順位 (得点順)</th> <th rowspan="2">合格点を満たした採択事業</th> <th>提案予算額</th> <th rowspan="2">予算限度額を考慮した後の採択・不採択事業</th> </tr> <tr> <th>予算上限額 200万</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1位</td> <td>A事業</td> <td>100万</td> <td>採択</td> </tr> <tr> <td>2位</td> <td>D事業</td> <td>50万</td> <td>採択</td> </tr> <tr> <td>3位</td> <td>C事業</td> <td>80万</td> <td>不採択</td> </tr> <tr> <td>4位</td> <td>B事業</td> <td>50万</td> <td>採択</td> </tr> </tbody> </table> <p>この事例では、本来ですと、高得点順に採択になりますが、予算上限額の200万円を超えてしまいますので、A・D・B事業が採択となります。</p> <p>採択された事業の事業費は、翌年度の市の予算が議会で可決された後に決定となります。</p>	合格順位 (得点順)	合格点を満たした採択事業	提案予算額	予算限度額を考慮した後の採択・不採択事業	予算上限額 200万	1位	A事業	100万	採択	2位	D事業	50万	採択	3位	C事業	80万	不採択	4位	B事業	50万	採択
合格順位 (得点順)	合格点を満たした採択事業			提案予算額		予算限度額を考慮した後の採択・不採択事業																
		予算上限額 200万																				
1位	A事業	100万	採択																			
2位	D事業	50万	採択																			
3位	C事業	80万	不採択																			
4位	B事業	50万	採択																			
Q.4	事業担当課はどのように決定されるのか？																					
A.4	「国分寺市コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会」において、提案書を基に協議し決定します。																					



**問い合わせ・連絡先**

**国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課**

**〒185-0012 東京都国分寺市本町 4-1-9 本町クリスタルビル 4 階**

**TEL : 042-325-1991 FAX : 042-208-3637**

**E-mail : [community@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:community@city.kokubunji.tokyo.jp)**